

令和8年1月16日（金）  
指定障害福祉サービス事業所集団指導

# 障害福祉サービス等情報公表制度に おける「経営情報の報告（見える 化）」の開始について

松本市 こども若者部 こども福祉課 相談・支援担当

## 目次

1. 経営情報の報告（見える化）の開始について
2. 報告内容について
3. 報告期限について
4. 公表方法について
5. 障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク
6. 関連ホームページについて

# 1. 経営情報の報告（見える化）の開始について

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条9の8第3号及び児童福祉法施行規則第36条の30の4第3号に規定する「経営情報」の収集及びデータベースに係る整備をし、収集した情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度が創設されました。
- 「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（平成30年4月23日付障障発0423第1号）」の一部改正により、経営情報の報告が必要となりました。

## 1. 経営情報の報告（見える化）の開始について

- 運用開始  
令和7年8月29日
- 報告方法  
障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET）

※操作手順の詳細は「障害福祉サービス等情報公表システム操作説明書（事業者用）」をご確認ください。

## 2. 報告の内容について

- ①事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報
- ②事業所又は施設の職員の職種別人員その他の人員に関する事項
- ③事業所又は施設の収益及び費用の内容

### 3. 報告期限について

令和6年度（2024年）決算情報の入力・報告

- 令和8年3月31日までに報告

令和7年度（2025年）決算情報の入力・報告

- 令和7年12月～令和8年2月が決算月の事業所  
⇒令和8年4月～6月の3か月の間に報告
- それ以外の決算月の事業所  
⇒毎会計年度終了後、3か月以内に報告

【参考】

経営情報以外の障害福祉サービス等については、これまで通り、毎年度5月1日～7月31日  
までが定期報告期間になります。

## 4. 公表方法について

- 令和8年4月以降 公表

全国の障害福祉サービス等事業所から各都道府県等へ報告された情報のグルーピングした分析結果を国が公表

## 5. 障害福祉サービス等情報公表システム ヘルプデスク

<電話番号>

0570-666-081 ※受付時間：平日9：00～17：00

<問い合わせ送信フォーム>

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssinq.nsf/fInquiry?Open>

## 6. 関連ホームページ

### ①WAM NETログイン画面

事業者（法人）ごとのログイン情報（ID・パスワード）が必要です。

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

### ②厚生労働省通知

「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成30年4月23日付障障発0423第1号）  
が確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001552994.pdf>

### ③都道府県・事業者向け説明会

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課説明資料が確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001529956.pdf>

### ④障害福祉サービス等情報公表システム操作説明書（事業者用）

システムの概要、操作手順が確認できます。

[https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/shofukupubsys/manual/jigyo\\_smanual\\_1.7.pdf](https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/shofukupubsys/manual/jigyo_smanual_1.7.pdf)